

宇部市内 (H22年1~5月) 非行少年等の補導人員

- ◇ 刑法犯少年は117人で、前年より75人増加しています。
- ◇ 刑法犯の罪種別では、窃盗犯の万引きが61人で、前年より36人増加しています。
- ◇ 不良行為少年は514人で、前年より9人増加しています。



1 総数

区分	総数	刑法犯少年			特別法犯少年		
		犯罪少年	触法少年	犯罪少年	触法少年		
平成22年(1~5月)	127(35)	117(34)	92(28)	25(6)	10(1)	9(1)	1(0)
前年同期	47(22)	42(22)	31(0)	11(0)	5(0)	1(0)	4(0)

犯罪少年とは、14歳以上20歳未満の者をいいます。

触法少年とは、14歳未満の者をいいます。()内は、女子で内数。

2 刑法犯少年の罪種別

***窃盗犯のうち、万引きは61人でした(前年同期25人)。**

区分	凶悪犯 殺人・放火等	粗暴犯 暴行・傷害等	窃盗犯	知能犯 詐欺・横領等	その他	合計
平成22年(1~5月)	0	10(1)	72(23)	4(0)	31(10)	117(34)
前年同期	2(0)	4(1)	32(20)	0	4(1)	42(22)

3 刑法犯少年の学職別

***中・高校生を中心として増加傾向にあります。**

区分	小学生	中学生	高校生	その他の学生	有職少年	無職少年	合計
平成22年(1~5月)	5(2)	52(16)	36(10)	2(0)	12(3)	10(3)	117(34)
前年同期	3(0)	21(14)	11(5)	1(1)	4(1)	2(1)	42(22)

4 不良行為少年

***その他～自転車の二人乗り、い集等により公衆に迷惑をかけるような行為**

区分	喫煙	不良交友	深夜はいかい	怠学	その他	合計
平成22年(1~5月)	32(6)	85(20)	260(70)	19(3)	118(45)	514(144)
前年同期	36(5)	46(5)	223(25)	0	200(44)	505(79)

保護者のみなさんへ 深夜に子どもを外出させないようにしましょう!

不良行為少年の行為種別では、深夜はいかいが260人で、全体の約51%です。

深夜はいかいとは、「正当な理由がなく、深夜(午後11時から翌朝午前5時まで)にはいかい又はたむろする行為」をいいます。

山口県青少年健全育成条例(第14条)では、「保護者は、深夜にその監護に係る青少年が外出する場合においては、特別の事情がある場合のほか、自ら同行し、又は成年者に委嘱して同行させなければならない。」と定められています。(青少年とは18歳に達するまでの者) 宇部署生活安全課少年係

